

## ニュースレター第19号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第19号」を送付させていただきます。



向暑の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

夏休みにはいり、家族で過ごす時間が増えた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

台風上陸の影響で強風や豪雨に見舞われる日もあれば、快晴の日もあります。何かと不安定なお天気が続きますが、皆様くれぐれもご自愛ください。

## ピックアップLAW NEWS

### 『改正景品表示法』

過去、食品偽装問題で取り上げられたため、ご存知の方も多いと思いますが、景品表示法という法律により、

#### ◇優良誤認表示

(実際よりも良い商品・サービスであると誤認させること)や

#### ◇有利誤認表示

(実際よりも安いといった有利な商品・サービスであると誤認させること)が規制対象となっています。



現行法では、優良誤認表示や有利誤認表示を行った場合、これらの不当表示行為の差止めや企業名の公表といった「措置命令」が出されることになっています。

但し、上記措置命令だけでは抑止力として不十分であるとして、今般、課徴金制度が導入されることが決まっています。

すなわち、不当表示行為を行った場合、当該対象商品・サービスの売上高の3%を、過去3年間を上限として、課徴金が課される制度が創設されました。

具体的な施行日はまだ未定ですが、来年の春頃と予定されているようです。

課徴金が課される場合、不当表示行為を行った商品・サービスの全売上高の3%となるため、莫大な金額となる可能性がありますし、公表などの措置命令とあわせて処分を受けると企業の存続そのものに影響するおそれもあります。

そのため、企業としては、不当表示行為が発生しないような仕組み・管理体制の構築を行っておく必要があります。

(文責: 弁護士 桑原 淳)



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分  
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分  
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分  
都市高速天神北ICより車で5分

# 「西日本新聞」に掲載されました

当事務所の代表弁護士宮田が関与した死亡事故の裁判が、西日本新聞より取材を受け、2015年6月25日(木)の朝刊に掲載されました。

最近の自動車には標準装備されつつある**衝突防止装置などの安全装置について警笛を鳴らす**判決となっております。

## .....【本件概要】.....

駐車場で乗用車にひかれたために2歳の息子が死亡したとして、両親らが運転者の60代男性に約5,500万円の損害賠償を求めた訴訟で、福岡地裁が男性の過失を認め約4,800万円の賠償を命じていたことが分かった。

男性は、車の衝突防止センサーが反応しておらず男児をひいていないと主張したが、判決はセンサーが反応しなくても目視による安全確認を怠った責任があると指摘。

母親が車に荷物を積む際、男児が駐車場の走行エリアに移動し座り込んだ。そこに進んできた男性の車が男児をひき、肺挫傷などで死亡させた。

男性の車は**衝突事故を避けるために車体の前後に衝突防止センサーを装備**。

障害物が迫ればブザーが鳴り、車内モニターで運転者に知らせる仕組みだった。男性は「何かに乗り上げた感覚はなく、ブザーも鳴らなかった」と事故を起こしたこと自体を争った。

判決で山口浩司裁判官は、男児が車の下に倒れた状態で見つかった状況から男性による事故と認定。

「**センサーは背の低いものには反応しないことがある**」と指摘した上で「発進するまでに幼児が死角に入る可能性があったのに男性は注意義務を怠った」として過失の割合を男性9割、母親1割と結論付けた。

.....(平成27年6月25日朝刊).....

詳しくは、弊所交通事故サイト»事務所紹介»講演・取材実績「西日本新聞に掲載されました！」をご覧ください。



## 「歩きスマホ」 過失が認められました

上記の記事に加え、進歩する技術に関連する危険性として、「歩きスマホ」についてお伝えしたいと思います。

近年、歩きスマホ(スマートフォン(携帯電話)を操作しながら歩く行為)が**社会問題化**しております。

歩道上の「歩きスマホ」をしていた歩行者と自転車の衝突事故で、「**歩道上を通行する歩行者といえども、周囲の安全を確認しながら通行すべきであることは当然である**」として、「**携帯電話の操作に集中して前方に注意を払うことなく歩行していた**」歩行者にも1割の過失を認めた裁判例もあります。

(福岡地裁平成26年1月15日判決)

詳しくは、弊所交通事故サイト»事務所コラムをご覧ください。

皆様、安全を確認しながら歩行していただき、お怪我等されないうご注意下さい。



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分  
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分  
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分  
都市高速天神北ICより車で5分